熊本県阿蘇市一の宮町坂梨
字八反田　一五七七番三及び一五七七番五
一五七八番一
一五七九番二
一五七九番五
一五八〇番五及び一五八〇番六
一五八一番二
一五八四番二
一五八九番二
一五九〇番二
一五九一番一及び一五九一番二
一五九二番一
一五九三番二
一五九四番一
一五九五番二
一五九七番二
一五九八番四から一五九八番六まで
一六一一番一及び一六一一番二
一六一二番一から一六一二番三まで
一六一五番から一六二〇番まで
一六七一番
一六七二番一から一六七二番三まで
一六七三番から一六七七番まで
一六七九番一から一六七九番三まで
一六八〇番
一六九四番
一七二二番一及び一七二二番三
一七二三番
一七二七番一及び一七二七番二
一七二八番及び一七二九番
一七三〇番一及び一七三〇番三
一七三一番二及び一七三一番三
一七三三番三
一七三八番
又一七三八番
一七三九番及び一七四〇番
一七四〇番二
一七四一番一及び一七四一番二
一七四二番三及び一七四二番五
一七七一番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

字福岡
一六一六番
一六二〇番
一六八一番地先道路敷
一六八二番
一六八九番二
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
妙見川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県八代市妙見町
字辺田　二二六二番
字丸山　二六八二番
二六八一番三
二六八六番
二六八六番地先水路敷
二六八一番五地先水路敷
字丸尾　二六九九番
二七〇〇番
字長尾　二七〇一番六
二七〇七番
字大平　二七〇八番三
二七〇八番一
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下川床谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
熊本県熊本市西区河内町野出
字中川床　一九四二番二〇
一九四二番二一
一九四二番二四
一九四二番二五
一九四三番五
一九六二番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イで指定した土地の区域を除く。）

熊本県阿蘇市一の宮町坂梨
一六一六番　一号
二号
一六八一番地先道路敷　三号
一六八二番　四号
一六八九番二　五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
妙見川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県八代市妙見町
字辺田　二二六二番　一号
字丸山　二六八二番　二号
二六八一番三　三号及び四号
二六八六番　五号
二六八六番地先水路敷　六号
二六八一番五地先水路敷　七号から十号まで
字丸尾　二六九九番　十一号
二七〇〇番　十二号
字長尾　二七〇一番六　十三号
二七〇七番　十四号
字大平　二七〇八番三　十五号
二七〇八番一　十六号から十八号まで及び二十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　十九号
下川床谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
熊本県熊本市西区河内町野出
字中川床　一九四二番二〇
一九四二番二一
一九四二番二四
一九四二番二五
一九四三番五
一九六二番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イで指定した土地の区域を除く。）

熊本県熊本市西区河内町野出
字中川床　一九四〇番一　一号から三号まで
一九四一番一　四号
一九四二番四　五号
一九四二番九　六号
一九四二番一五　七号
○国土交通省告示第六百三十二号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。
平成二十八年四月六日
国土交通大臣　石井　啓一
別表の株式会社国際確認検査センターの性能評価の業務を行う事務所の所在地欄中「八重洲二丁目四番六号」を「京橋二丁目八番七号」に改める。
○国土交通省告示第六百三十三号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。
平成二十八年四月六日
国土交通大臣　石井　啓一
別表の株式会社国際確認検査センターの性能評価の業務を行う事務所の所在地欄中「東日本橋一丁目一番四号東日本橋Ｍ１ビル」を「日本橋富沢町十番十六号」に改める。
○国土交通省告示第六百三十四号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十八年四月六日
国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下高湯沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県福島市町庭坂
字神ノ森　一番一　一号から六十三号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ミサガ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県最上郡真室川町大字大滝
字小足沢山　四二八番一地先水路敷　一号
四二八番一　二号から四号まで
四六〇番一二　五号から十一号まで
四四二番　十二号
四四二五番　十三号から十六号まで
四六〇番六　十七号及び十八号
字小足沢　二五四番一　十九号、二十号及び二十四号
二五五番　二十一号から二十三号まで
二五四番一地先水路敷　二十五号
○国土交通省告示第六百三十五号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十八年四月六日
国土交通大臣　石井　啓一
一　鱒淵川
次に掲げる土地に存する標柱一号から七十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山形県鶴岡市荒沢
字鱒淵　一六四番一　一号
四七番　二号から四号まで
四五番一　五号から七号まで
四五番二　八号
四五番二地先水路敷　九号
四三番二　十号から十八号まで
二〇番四　十九号から二十二号まで